

第4章 資料編

4-1 公民館別利用回数・人数の推移

公民館名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
中央	4,579	89,074	4,759	100,281	4,732	103,755
崇善	2,606	27,919	2,408	30,999	2,329	27,938
須賀	1,576	15,919	1,587	16,818	1,597	16,974
松原	2,153	21,183	1,997	21,815	1,955	19,067
富士見	2,197	23,226	2,245	24,553	2,307	24,859
花水	4,744	62,409	4,796	57,990	5,083	58,640
なでしこ	2,042	25,429	2,012	25,847	1,743	21,446
大野	1,871	22,854	1,843	24,463	1,901	25,076
八幡	1,651	15,637	1,530	14,788	1,575	15,186
四之宮	1,940	14,917	2,300	24,591	2,217	23,944
中原	2,333	19,426	2,575	24,136	1,971	21,678
松が丘	2,100	16,897	2,047	16,547	1,946	16,778
大原	1,170	10,617	1,113	11,009	1,166	11,197
南原	1,077	8,773	1,131	9,979	1,051	10,148
神田	2,644	40,872	2,576	40,156	2,626	39,805
横内	1,835	19,088	1,875	21,246	1,980	25,898
大神	1,523	18,315	1,740	27,786	1,530	23,792
岡崎	1,906	17,673	2,010	16,948	1,956	16,701
豊田	1,018	9,028	998	9,933	952	9,572
城島	1,297	12,453	1,212	11,250	1,255	11,958
金目	2,404	31,597	3,018	40,788	2,943	40,436
金田	3,311	44,524	3,328	51,619	3,312	48,407
土屋	1,118	12,317	1,098	13,424	1,081	10,827
吉沢	1,513	18,397	1,501	19,452	1,459	18,738
旭南	4,319	62,578	4,236	64,036	4,233	69,239
旭北	3,370	26,980	3,300	28,777	3,226	26,789
地区館計	53,718	599,028	54,476	648,950	53,394	635,093
総計	58,297	688,102	59,235	749,231	58,126	738,848

4-2 公民館登録団体件数一覧

公民館名	令和5年度	令和6年度	増減
中央	386	375	▲11
崇善	115	114	▲1
須賀	90	95	5
松原	90	85	▲5
富士見	111	106	▲5
花水	222	169	▲53
なでしこ	89	91	2
大野	100	102	2
八幡	100	106	6
四之宮	87	91	4
中原	102	97	▲5
松が丘	97	91	▲6
大原	60	63	3
南原	73	71	▲2
神田	138	153	15
横内	75	68	▲7
大神	68	63	▲5
岡崎	77	78	1
豊田	59	56	▲3
城島	40	45	5
金目	161	170	9
金田	154	147	▲7
土屋	68	68	0
吉沢	73	71	▲2
旭南	241	248	7
旭北	118	111	▲7
地区館計	2,608	2,564	▲49
総計	2,994	2,934	▲60

※各年度末時点の数値

4-3 奏プランⅢ(抜すい)

基本理念

みらい いしずえ きず きょういく ひらつか
「未来の 礎 を築く教育のまち 平塚」

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針と10の施策を掲げます。

基本方針1『確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実』

子どもたちの生きる力を育むため、知識・技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の「確かな学力」を育成する環境を整備します。また、子どもたち一人一人の健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むとともに、人権を尊重した「いのち」と「こころ」を大切にする教育を推進します。

施策1 確かな学力の育成

施策2 豊かで健やかな心身の育成

基本方針2『子どもの育ちを支援する環境の充実』

子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、子どもの育ちを社会全体で支援する取組を進めます。また、学校における安全対策を強化するとともに、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、それぞれに合った適切な支援や援助に努めます。

施策3 多様な教育的ニーズへの対応

施策4 子どものセーフティーネット対策

施策5 学校の安全対策と教育環境整備

基本方針3『文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実』

生涯学習に対する市民ニーズに対応するため、多くの学習機会を提供するとともに、様々な学習活動を支援し、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域社会の実現をめざします。また、活力ある生き生きとした社会を形成するため、市民が様々な形でスポーツと関われる環境整備を進めます。

施策6 地域における豊かな学び合いの機会の充実

施策7 読書に親しみ自ら学ぶ環境づくり

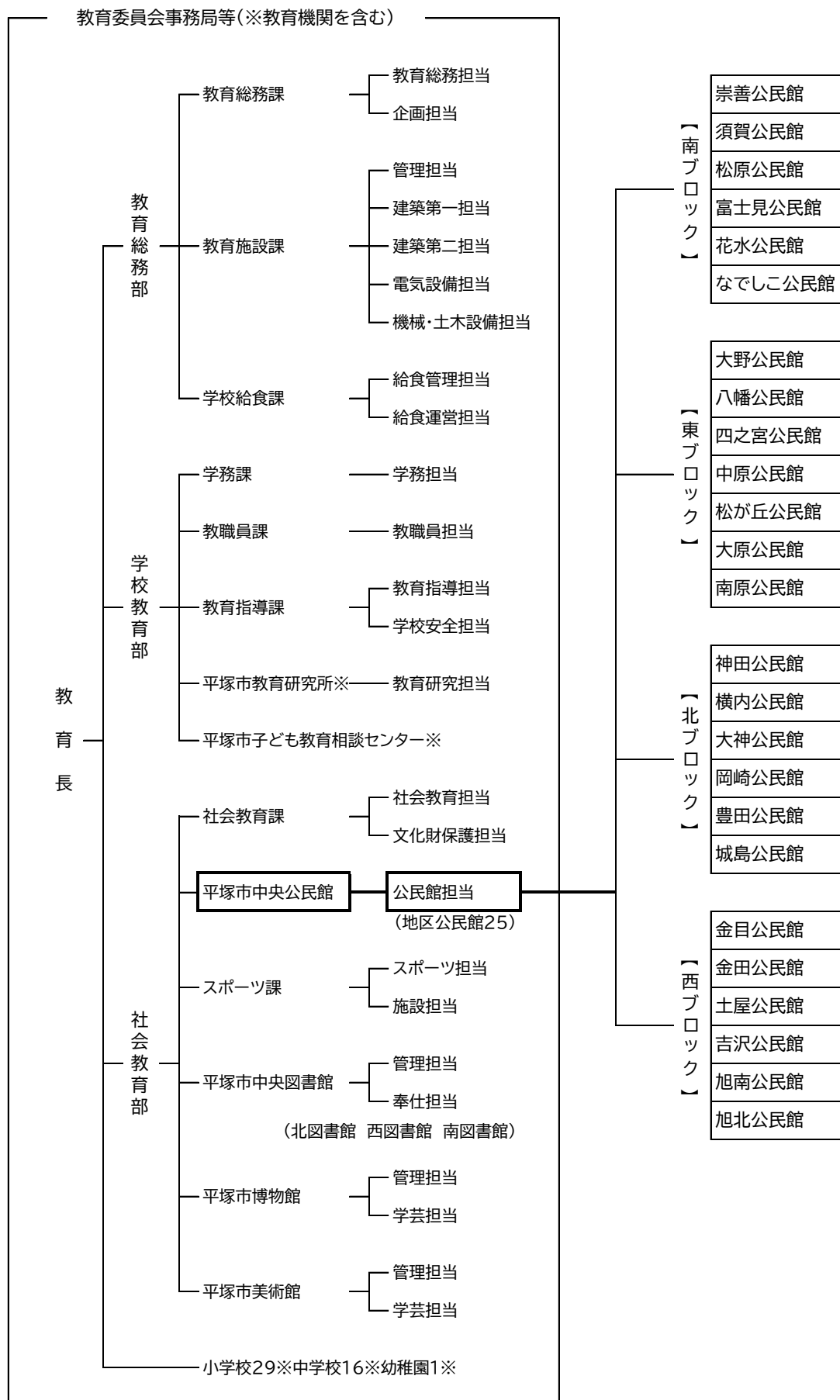
施策8 自然・歴史などの多様な文化にふれる機会の提供

施策9 芸術を通じた創造や学びの機会の提供

施策10 気軽にスポーツを楽しむ環境づくり

本計画では、本市の最上位計画である「平塚市総合計画～ひらつかVISION～(ビジョン)～」の関連する施策等を念頭に置いた上で、3つの基本方針のもと、10の施策におけるそれぞれの事業を関係機関が相互に連携し、基本理念の実現へ向けた推進体制を整えます。

4-4 平塚市教育委員会の組織機構（令和7年4月1日時点）



4-5 関係法規

平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例

制 定 昭 和 41 年 3 月 31 日 条 例 第 4 号

最近改正 令 和 6 年 12 月 19 日 条 例 第 43 号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、公民館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
平塚市中央公民館	平塚市追分1番20号
平塚市立崇善公民館	平塚市見附町1番8号
平塚市立須賀公民館	平塚市夕陽ヶ丘60番32号
平塚市立松原公民館	平塚市八千代町2番23号
平塚市立富士見公民館	平塚市中里11番21号
平塚市立花水公民館	平塚市桃浜町34番34号
平塚市立なでしこ公民館	平塚市撫子原12番54号
平塚市立旭南公民館	平塚市山下二丁目16番1号
平塚市立旭北公民館	平塚市河内440番地
平塚市立大野公民館	平塚市東真土二丁目12番1号
平塚市立八幡公民館	平塚市西八幡一丁目10番22号
平塚市立四之宮公民館	平塚市東真土二丁目1番48号
平塚市立中原公民館	平塚市御殿二丁目17番38号
平塚市立松が丘公民館	平塚市東中原二丁目17番19号
平塚市立大原公民館	平塚市大原1番15号
平塚市立南原公民館	平塚市南原二丁目15番1号
平塚市立豊田公民館	平塚市南豊田366番地の1
平塚市立神田公民館	平塚市田村三丁目12番5号
平塚市立横内公民館	平塚市横内2,506番地
平塚市立大神公民館	平塚市大神五丁目12番17号
平塚市立城島公民館	平塚市小鍋島271番地の1
平塚市立岡崎公民館	平塚市岡崎3,634番地
平塚市立金田公民館	平塚市入野108番地の1

平塚市立土屋公民館	平塚市土屋1,864番地の1
平塚市立吉沢公民館	平塚市上吉沢395番地の1
平塚市立金目公民館	平塚市南金目966番地

2 次の公民館に、附属体育館を設置する。

平塚市立花水公民館
平塚市立旭南公民館
平塚市立神田公民館
平塚市立金田公民館
平塚市立金目公民館

(利用承認)

第3条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申し込みその承認を受けなければならない。

(利用制限)

第4条 法第23条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものについては、教育委員会は、公民館の利用を承認してはならない。

- (1) 善良な風俗その他公の秩序を害するおそれがあると認められるもの
- (2) 公民館及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるもの
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるもの
- (4) 管理上支障があると認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が不相当と認められるもの

(利用条件)

第5条 教育委員会は、第3条の規定により公民館の利用を承認する場合において管理上必要があると認めるときは、特別な条件を付けることができる。

(承認目的以外の利用禁止)

第6条 第3条の規定により公民館の利用の承認(以下「利用承認」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、その承認に係る利用目的以外に利用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用期間)

第7条 公民館の利用期間は、別表第3に掲げるものを除き、引き続き3日を超えることができない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 別表第3に掲げるものの利用期間は、2年以内とする。

3 前項の利用期間は、これを延長することができる。ただし、延長のときから同項の期間を超えることができない。

(利用承認の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、その利用条件を変更し、利用承認

を取り消し、又はその利用を停止することができる。この場合においてこれらの処分によつて生じた損害に対しては、本市は、その責任を負わない。

- (1) 法第23条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (2) 第4条各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (3) 第5条の規定に基づく利用条件に違反したとき。
- (4) 第6条の規定に違反したとき。
- (5) 災害その他やむを得ない理由により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (6) 定められた期日までに使用料を納付しなかつたとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこれに基づく規則の規定による申込み又は届出等に虚偽又は不正があつたとき。

(入場制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、公民館への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 次条の規定に違反した者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第10条 利用者及びその補助者並びに入場者（以下「入場者」と総称する。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用目的以外に施設及び附属設備その他器具等を利用しないこと。
- (2) 許可なく附属設備その他器具等を当該公民館外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく公民館及び附属施設に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (5) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (7) 利用後は、整理整頓をするほか、係員の指示に従うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理上又は運営上不適当な行為をしないこと。

(特別設備の設置等)

第10条の2 公民館の利用に当たっては、特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えることができない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第10条の3 利用者は、前条ただし書の規定により特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えた場合には、利用後、直ちに原状に復さなければならない。第8条（同条第5号による場合を除く。）の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止された場合も、また同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しない場合には、教育委員会が利用者に代わつてこれを執行する。この場合においてこれに要した費用は、利用者の負担とする。

(利用時間の延長)

第10条の4 第7条第1項の規定による利用の場合においては、利用開始後の利用時間の延長は、こ

れを認めない。ただし、他に支障がない場合に限り、教育委員会は、これを承認することができる。

（入場者の損害賠償義務）

第11条 入場者は、公民館及び附属設備その他器具等を破損又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（平塚市中央公民館の使用料）

第11条の2 平塚市中央公民館（以下「中央公民館」という。）の利用については、その利用区分に従い、使用料を徴収する。

2 使用料の額は、次に定めるところによる。

（1）ホールの使用料については、別表第1に定めるところとする。

（2）楽屋等の使用料については、別表第2に定めるところとする。

（3）食堂等の使用料については、別表第3に定めるところとする。

（4）附属設備その他器具等の使用料については、10,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。

3 別表第3に掲げるものの利用を月の中途から開始する場合又は利用承認期間が月の中途で満了する場合のその月の使用料は、日割計算による。

4 第2項第1号、第2号及び第4号に規定する使用料は利用承認を受ける際に、同項第3号に規定する使用料は毎月15日までに、納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その指示するところにより納付しなければならない。

（地域体育館の使用料）

第11条の3 第2条第2項に定める附属体育館（以下「地域体育館」という。）の利用については、使用料を徴収する。

2 使用料の額は、別表第4に定めるところとする。

3 使用料は、利用承認を受ける際に納付しなければならない。

（使用料の減免）

第11条の4 公用又は公益のために利用する場合において教育委員会が特に認めたときは、使用料を減免することができる。ただし、別表第3に掲げるものについては、減免することができない。

（使用料の還付）

第11条の5 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、その全部又は一部を還付することができる。

（1）利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなつたとき。

（2）第8条（同条第5号による場合を除く。）の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止したとき。

（3）利用期日前3日までに利用の取消しを届け出て、教育委員会が正当な理由があると認めたとき。

2 第8条第5号に該当する場合に同条の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止したときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会は、既納の使用料を還付しなければならない。この場合において別表第3に掲げるものに係る還付金額は、当該取消し又は停止の日以後の日数に応じ、日割計算によるものとする。

(管理上の入室等)

第12条 入場者は、係員が管理上の必要により入室又は入場を要求した場合には、これを拒むことができない。

(職員)

第13条 公民館に館長及び主事その他必要な職員を置く。

2 中央公民館の館長は、公民館(中央公民館を除く。)の館長を兼務する。

3 主事その他の職員は、兼務することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則(昭和41年7月1日条例第18号)抄

(施行期日)

附 則(令和6年12月19日条例第43号)

この条例は、令和7年1月15日から施行する。

平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則

制 定 昭 和 41 年 3 月 31 日 教 委 規 則 第 2 号
最近改正 令 和 4 年 2 月 17 日 教 委 規 則 第 3 号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例(昭和41年条例第4号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公民館の対象区域)

第2条 公民館活動の効果を高めるため、公民館の対象区域を別表第1のとおり定める。

(事業)

第3条 公民館は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条の定めるところに従い、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(組織及び事務分掌)

第4条 平塚市中央公民館(以下「中央公民館」という。)に次の担当を置く。

公民館担当

2 中央公民館において取り扱う事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の振興及び普及に関すること。
- (2) 公民館施設の整備及び整備計画に関すること。
- (3) 公民館の管理運営に関すること。
- (4) 生涯学習情報の収集、提供及び学習相談の調整に関すること。
- (5) 生涯学習の指導者及びボランティアの育成並びに人材バンクに関すること。
- (6) 公民館における人権教育の普及及び啓発に関すること。
- (7) 社会教育主事の指導研修に関すること。
- (8) 公民館関係資料の収集及び刊行に関すること。
- (9) 公民館の非常勤職員に関すること。
- (10) 公民館運営委員に関すること。
- (11) その他公民館の庶務に関すること。

(休館日)

第5条 公民館の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。

2 中央公民館の休館日は、前項に規定する休館日のほか、月曜日(毎月第1月曜日及び第3月曜日を除く。)及び火曜日(その前日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日に当たるときに限る。)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、前2項に規定する休館日に開館し、又は別に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第6条 公民館(条例別表第3に掲げるものを除く。)の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(利用承認の申込み)

第7条 条例第3条の規定により公民館の利用の承認(以下「利用承認」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、教育委員会に申し込まなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 公民館(中央公民館及び地域体育館(条例第2条第2項の附属体育館をいう。以下同じ。)を除く。) その利用しようとする日(以下「利用期日」という。)前7日まで

(2) 中央公民館 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア ホール 利用期日の12月前の日の属する月の初日から利用期日前20日まで

イ 市民ギャラリー 利用期日の6月前の日の属する月の初日から利用期日前20日まで

ウ 会議室等 利用期日の3月前の日の属する月の初日から利用期日前7日まで

エ 楽屋等及び附属設備その他器具等 ホール又は会議室等に係る利用承認の申込みの日から利用期日まで

(3) 地域体育館 利用期日の属する月の前月の初日から利用期日前7日まで

(利用承認)

第8条 教育委員会は、利用承認の申込みを受けたときは、その利用目的及び内容を検討し、適当と認めるものには、利用承認をする。

2 利用承認は、申込みの順序によりこれを決定するものとし、2以上の申込みが同時に行われた場合には、当該申込者の協議又は抽選によりこれを決定するものとする。ただし、公用の利用承認の申込みと公用以外利用承認の申込みが同時に行われた場合には、公用の利用承認の申込みが優先するものとする。

(利用の取消し等)

第9条 利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用を取り消し、利用時間を変更し、又は利用内容を変更しようとするときは、速やかに教育委員会にその旨を届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、直ちにその内容を審査の上、適否を決定し、その旨を通知するとともに、利用時間の変更により既納の使用料に不足を生じたときは、不足分の使用料を納付させるものとする。

(利用承認の取消し等の通知)

第10条 教育委員会は、条例第8条の規定によりその利用条件を変更し、利用承認を取り消し、又はその利用を停止する場合は、直ちにその旨を通知するものとする。

（特別の設備）

第11条 公民館を利用する場合において特別の設備を設け、又は既存の設備を変更しようとする者は、利用承認の申込みの際（教育委員会が特に認める場合にあっては、利用期日前3日まで）に、その設置又は変更の内容を記載した仕様書を提出しなければならない。

（利用時間の延長）

第12条 条例第10条の4ただし書の規定により中央公民館又は地域体育館の利用開始後のその利用時間の延長の承認を受けようとする利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに、教育委員会に申し出なければならない。

（1）中央公民館 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期限

ア ホール及び楽屋等 利用時間終了時刻の1時間前

イ 会議室等 利用時間終了時刻の30分前

（2）地域体育館 利用時間終了時刻の1時間前

2 教育委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、直ちにその内容を審査の上、その適否を決定し、その旨を通知するものとする。

3 前項の場合において、教育委員会は、利用時間の延長を承認したときは、直ちに延長利用時間に対する使用料を納付させるものとする。この場合において、中央公民館の利用時間の延長にあつては、30分に満たないときは、延長利用時間がないものとし、地域体育館の利用時間の延長にあつては、30分に満たないときは延長利用時間がないものと、1時間に満たない場合であつて、かつ、30分以上のときは1時間を延長利用時間とする。

（利用上の打合せ）

第13条 中央公民館のホールの利用者は、当該利用に係るプログラム、式次第等利用の順序、内容等を明らかにする書類を利用期日前10日までに教育委員会に提出するとともに、係員と利用方法その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

（責任者等の配置）

第14条 中央公民館のホールの利用者は、当該利用に際し、中央公民館内外の秩序維持及び危険防止のための必要な責任者を定め、前条の規定による打合せの日までに教育委員会に届け出なければならない。

2 中央公民館のホールの利用者は、必要な整理員を配置しなければならない。

（破損及び滅失の届出）

第15条 利用者及びその補助者並びに入場者は、公民館及び附属設備その他器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会にその旨を届け出て、その指示を受けなければならない。

（利用後の点検）

第16条 利用者は、公民館の利用を終了したときは、直ちに係員にその旨を告げ、必要によりその点検を受けなければならない。

（附属設備その他器具等の使用料）

第17条 条例第11条の2第2項第4号の規定により教育委員会規則で定める中央公民館の附属設

備その他器具等の使用料については、別表第2に定めるとおりとする。

（使用料の減免）

第18条 条例第11条の4の規定による使用料の減額又は免除は、次に定めるところによる。

（1）中央公民館の使用料の場合

ア 中央公民館が自らの事業を行うために直接利用するとき 免除

イ 教育委員会が自らの事業（社会教育関係事業に限る。）を行うために直接利用するとき（アに掲げるときを除く。） 免除

ウ 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合（ア及びイに掲げるときを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合の減額

（ア）本市及び本市が出資する公益的法人が自らの事業のために利用するとき 5割

（イ）本市及び本市が出資する公益的法人が共催する行事等のために利用するとき 5割

（ウ）本市が後援する行事等のために利用するとき 4割

（エ）本市以外の官公署が利用するとき 4割

エ その他教育委員会が特に必要と認めるとき 3割を限度として教育委員会がその都度定める割合の減額

（2）地域体育館の使用料の場合

ア 本市が直接利用するとき 免除

イ 市内各種体育協会及びレクリエーション連盟が主催して大会のために利用するとき 免除

ウ 本市の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が体育目的のために利用するとき 免除

エ 神奈川県教育委員会が体育行事等のために利用するとき 免除

オ 本市が後援して行う体育行事等のために利用するとき 5割の減額

カ その他教育委員会が特に必要と認めるとき 教育委員会がその都度定める割合の減額又は免除

（使用料の減免申請）

第19条 条例第11条の4の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、利用承認の申込み又は第9条第1項の規定による利用内容の変更の届出の際に、その減額又は免除の理由を証する書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、その旨を通知するものとする。

（使用料の還付）

第20条 教育委員会は、条例第11条の5第1項ただし書の規定により使用料の還付を決定したとき、又は同条第2項の規定により使用料を還付すべきときは、速やかに使用料の還付について必要な手続を執るものとする。

2 条例第11条の5第1項ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。

（1）条例第11条の5第1項第1号又は第2号に該当するとき 既納の使用料の全額の還付

（2）条例第11条の5第1項第3号に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める既

納の使用料の額の還付

ア 利用期日前6月を超えて第9条第1項の規定による利用の取消しの届出（以下この号において「利用の取消しの届出」という。）を受けたとき 全額

イ 利用期日前6月から利用期日前4月を超えて利用の取消しの届出を受けたとき 8割に相当する額

ウ 利用期日前4月から利用期日前2月を超えて利用の取消しの届出を受けたとき 7割に相当する額

エ 利用期日前2月から利用期日前1月を超えて利用の取消しの届出を受けたとき 6割に相当する額

オ 利用期日前1月から利用期日前3日までに利用の取消しの届出を受けたとき 5割に相当する額

（公民館運営委員）

第21条 公民館の運営及び事業の効果的推進を図るため、公民館に公民館運営委員（以下「運営委員」という。）を置く。

2 運営委員は、社会的信望があり、社会教育に関する深い関心と理解を持つ者のうちから教育委員会が委嘱する。

（定数及び任期）

第22条 運営委員の定数は、別表第1に定めるとおりとする。

2 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 運営委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の運営委員を委嘱しなければならない。

4 補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第23条 運営委員は、教育委員会の求めに応じて、次の職務を行う。

（1）公民館の運営について協議し、意見を述べること。

（2）公民館の事業に協力し、これを推進すること。

（様式）

第24条 法令及びこの規則の規定による申請書及び書類その他公民館の利用に関する事務に必要な書類の様式は、別に定める。

（その他）

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則（令和4年2月17日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

※別表掲載省略

地区公民館長推薦会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区公民館長の職務等に関する要綱第1条に掲げるもの(以下「地区公民館長」という。)を教育長が教育委員会に推薦するに当たり、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 教育長は、地区公民館長を推薦するため、平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則(昭和41年教育委員会規則第2号)別表第1に定める公民館の対象区域(以下「対象区域」という。)を1単位とし、地区公民館長推薦会(以下「推薦会」という。)を設置する。

(組織)

第3条 推薦会は、会員20人以内をもって組織する。

(会員)

第4条 会員は、対象区域内の学校長又は学校を代表する者、社会教育関係団体を代表する者及び学識経験者のうちから教育長が依頼する。

(会長及び副会長)

第5条 推薦会に会長及び副会長1人を置き、会員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推薦会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推薦会は、会長がこれを招集する。

2 推薦会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推薦会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

(地区公民館長の推薦基準)

第7条 地区公民館長の推薦については、地域の実情を踏まえた公民館の円滑な運営及び公正の確保を図るため、次に掲げる事項を基準とする。この場合において、女性の登用について配慮するものとする。

(1) 対象区域内に住所を有する者

(2) 学校・地域とのパイプ役として、率先して地域の人材の発掘及び活用を図り、地域課題の発掘や実践を進められると認められる者

(3) 人格円満で、社会教育に関し豊かな見識を有するとともに、地域の社会教育関係団体及び住民に信望があると認められる者

(4) 地区公民館長の職務等に関する要綱(昭和57年12月1日施行)第4条の職務の内容を遂行する能力を有すると認められる者

(5) 任命する日における年齢が満79歳以下の者。

2 地区公民館長の任期については、地区公民館長の職務等に関する要綱第3条の規定のとおりとし、推薦にあたっては、これを踏まえることとする。

3 推薦の定数は1人とする。

(推薦の報告)

第8条 地区公民館長の推薦の報告は、推薦書(第1号様式)及び経歴書(第2号様式)により、教育長が別に定める日までに報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推薦会の運営について、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日(平成15年12月18日)から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日(平成21年11月11日)から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日(平成25年11月29日)から施行する。

附 則

1 この要綱は、決裁の日(平成27年11月20日)から施行する。

2 この要綱の施行の際現に非常勤公民館長の職にある者に係る推薦基準(その者に対する平成27年度に開催する非常勤公民館長推薦会における推薦に係る推薦基準に限る。)については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の平塚市非常勤公民館長推薦会設置要綱の規定により推薦を受けている平塚市立公民館長のうち非常勤の者及びその者の補欠者に係る推薦基準(平成29年度に開催した非常勤公民館長推薦会における推薦に係る推薦基準に限る)については、施行日以降においても、その任期の残任期間において、なお従前の例による。

地区公民館長の職務等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市立公民館(中央公民館を除く。)に置く地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の職員で非常勤の顧問の職務等について必要な事項を定めるものとする。

2 前項の顧問は、「地区公民館長」と称するものとする(以下、「地区公民館長」という。)

(任命)

第2条 地区公民館長は地区公民館長推薦会要綱に基づいて、教育長へ報告があったもののうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第3条 地区公民館長の任期は2年とし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 地区公民館長の再任は妨げないが、通算して6年を超えることはできない。

(職務等)

第4条 地区公民館長が職務にあたる日は、おおむね週2回とし、原則として火曜日、金曜日の午前9時から正午までとする。ただし、他に優先すべき職務等がある場合はこの限りでない。

2 地区公民館長の職務の内容は、おおむね次に掲げるものへの助言とする。

- (1) 学級・講座・展示会・レクリエーション等の企画及び実施に関すること。
- (2) ブロック事業等の企画及び実施に関すること。
- (3) 学校や地域と連携した人材発掘及び活用、地域の課題解決等に関すること。
- (4) 公民館運営委員会議に関すること。
- (5) 公民館利用の承認及び調整に関すること。
- (6) 図書・資料等の利用に関すること。
- (7) 自主団体の育成及び指導に関すること。
- (8) 広報活動に関すること。
- (9) 公民館施設の維持管理に関すること。

3 地区公民館長は、地域とのつながりの中で得られた広い見識をもって、教育委員会への助言及び他館との情報交換等をするため、公民館長会議に出席するものとする。

第5条 地区公民館長は自己の見識を広げるために次に掲げるものへ出席することができる。

- (1) 県等が主催する大会・研修会
- (2) 各種団体・機関等の会議

(服務)

第6条 地区公民館長はその職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係する法令例規等を遵守しなければならない。

(報酬等)

第7条 地区公民館長の報酬等は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例（昭和31年条例第23号）による。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、地区公民館長の職務等について疑義がある場合は、教育委員会及び地区公民館長が協議の上でこれを決定する。

附 則

この要綱は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年10月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成6年1月19日から施行する。

2 この要綱による改正後の非常勤館長の職務等に関する要綱第3条、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に平塚市立公民館長のうち非常勤の者及びその者の補欠者の職務等については、施行日以降においても、その残任期間において、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

公民館運営委員推薦会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公民館運営委員(以下「運営委員」という。)を教育長が教育委員会に推薦するに当たり、公民館運営委員推薦会(以下「推薦会」という。)を設置するために必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育長は、運営委員を推薦するため、平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則(昭和41年教育委員会規則第2号)別表第1に定める公民館の対象区域(以下「対象区域」という。)を1単位に推薦会を設置する。

(組織)

第3条 推薦会は、会員20人以内をもって組織する。

(会員)

第4条 会員は、対象区域内の学校長又は学校を代表する者、社会教育関係団体を代表する者及び学識経験者のうちから教育長が依頼する。

(会長及び副会長)

第5条 推薦会に会長及び副会長1人を置き、会員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推薦会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推薦会は、会長がこれを招集する。ただし、最初に行われる推薦会の招集は、公民館が行う。

2 推薦会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推薦会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

(運営委員の推薦基準)

第7条 運営委員の推薦については、地域の実情を踏まえた公民館の円滑な運営及び公正の確保を図るため、社会的信望があり、社会教育に関する深い関心と理解をもち、委嘱する日の年齢が満79歳以下の者であることを基準とし、次に掲げる者のうちから、選出する。なお、女性の登用は、原則として平塚市の附属機関及び懇話会等に関する指針第7条第4号に定めるところによる。

- (1) 対象区域内の学校長又は学校を代表する者
- (2) 対象区域内に事務所を有する社会教育団体のうちから、選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表する者で社会教育法第20条の目的達成に協力する者
- (3) 対象区域内の自治会を代表する者
- (4) 対象区域内の青少年健全育成に携わる団体を代表する者
- (5) 対象区域内の公民館利用団体を代表する者
- (6) 対象区域内の社会教育活動経験者
- (7) 対象区域内のまちづくり活動実践者

2 運営委員の任期については、公民館運営委員に関する要綱第3条の規定のとおりとし、推薦にあたっては、これを踏まえることとする。

3 第1号から第5号までの規定のいずれかに該当する者であって、継続して6年任用されている運営委員が任期満了を迎える場合であっても、専門的知識又は経験を引き続き公民館運営に役立てられると考え得るときには、第6号又は第7号に規定に該当する者として、推薦することができる。

4 推薦の定数は13人とする。

(推薦の報告)

第8条 運営委員の推薦の報告は、推薦書(第1号様式)及び前条第1項(6)または(7)による推薦理由書(第2号様式)により教育長が別に定める日までに報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推薦会の運営について、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日(平成15年12月18日)から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日(平成21年11月11日)から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日(平成23年11月24日)から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日(平成25年11月29日)から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日(平成30年6月25日)から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日(令和元年11月1日)から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

公民館運営委員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則（昭和41年教育委員会規則第2号）第21条から23条の規定に基づいて置く公民館運営委員（以下「運営委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 運営委員は、公民館運営委員推薦会要綱（以下推薦会要綱）に基づいて、教育長へ報告があったもののうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 運営委員の任期は2年とし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 運営委員の再任は妨げないが、同一人が、継続して6年を超えることはできない。

3 推薦会要綱第7条第1項第6号及び第7号に規定する者においては、前項の規定を除くことができる。

(職務)

第4条 運営委員は、教育委員会の求めに応じて、次の職務を行う。

(1) 公民館の運営について協議すること。

(2) 公民館の事業の企画及び運営に協力し、これを推進すること。

(3) 運営委員の会議に出席すること。

(謝礼)

第5条 運営委員には、謝礼として年額28,500円を支給する。なお、任期途中で、運営委員の職務を継続できなくなった場合や前任者の補欠により運営委員を委嘱された場合には、別途定める算出方法により、支給額を決定する。

(運営委員の会議の設置)

第6条 公民館の運営及び事業の効果的推進を図るため、公民館に運営委員の会議（以下「会議」という。）を設置する。

(委員長及び副委員長)

第7条 会議のために委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員を代表し、議事その他の職務にあたる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第8条 会議は、委員長がこれを招集する。ただし、任期当初の最初に行われる会議は、公民館が招集する。

(定足数)

第9条 会議は、委員の定数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(表決)

第10条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営委員に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成15年12月18日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成22年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成23年11月24日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成25年11月29日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成30年6月25日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和元年11月1日）から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に公民館運営委員の者及びその者の補欠者の職務等については、施行日以降においても、その残任期間において、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

公民館関係法規

(1) 社会教育法(抜すい)

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 1 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 2 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 3 公民館の設置及び管理に関すること。
- 4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 5 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 6 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

- 8 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 9 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 10 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 11 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 12 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 13 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 15 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 16 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 17 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 18 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 19 その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

第2章 社会教育主事等

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第9条の2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（報告）

第14条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 1 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 2 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

（公民館の職員）

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（公民館の事業又は行為の停止）

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

（罰則）

第41条 前項第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

（公民館類似施設）

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

公民館の歌(自由の朝)

山口 晋一 作詞

下総 皖一 作曲

快活に ♩=104

The musical score is written for a single melodic line in G major, 4/4 time. It consists of four staves of music with corresponding Japanese lyrics. The score includes dynamic markings such as *mf*, *f*, and *p*, and articulation marks like accents and slurs. The lyrics are arranged in three parts, with the first part having three verses.

一、へ いわの はるに あたらしく
二、こ ころの はなの に おやか かに
三、は たらく ものの や おすらか に

きょう どを おこす よろこび も こう みんな かの
きょう どに おくら く ゆかしき も こう みんな かの
きょう どに いき る た のしき も こう みんな かの

つ どい か ら と き け あーう こ ころ な ら ゑ やー か
つ どい か ら ら ま ぼ うーを こ ね に う と くー か
つ どい か ら ら ど いーに な ん む ひ と とー き

に いに
じぶ あ ゆう のの あい さを たく たえ う
あ すへ のの ち か み そ みだ よろ う

公民館の歌(自由の朝)

山口 晋一 作詞

下総 皖一 作曲

一、平和の春にあたらしく

郷土を興すよろこびも

公民館のつどいから

とけあう心なごやかに

自由の朝をたたえよう

二、心の花におやかに

郷土にひらくゆかしさも

公民館のつどいから

希望を胸に美しい

文化の泉くみとろう

三、働くものの安らかに

郷土に生きるたのしさも

公民館のつどいから

まどいになごむひとときに

明日への力そだてよう